

親族関係図

- ※ 申立人及び成年後見人等候補者を必ず記載してください。
 - ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。
- (推定相続人は、既に本人が亡くなった場合に相続人となる方です。
 具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)

親族が候補者の場合は必須

